

推進項目	実施状況																				
輸送の安全に関する基本的な方針	①『安全輸送の確保』 ・・・ 「安全の確保が最も重要な使命」とであると自覚し、安全をすべてにおいて優先し、絶えず輸送の安全性向上に努める。																				
	②『法令・規則・社会規範の遵守』 ・・・ 法令・規則・社会規範の遵守を徹底し、公正で健全な企業活動を行う。																				
輸送の安全に関する目標及びその達成状況	① 2019年度事故防止安全目標 ：『重大事故発生 ゼロ』及び 有責運転事故10件以下とする。（有責運転事故発生率2.0%以下） ② 2018年度事故防止結果 ：有責運転事故 19件発生（有責運転事故発生率3.8%）																				
自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	2018年度 発生件数 1件 <table border="1" data-bbox="418 656 1422 757"> <thead> <tr> <th>類型別</th> <th>発生件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車事故報告規則第2条3項に規定する事故（14日以上入院を要する傷害）</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	類型別	発生件数	自動車事故報告規則第2条3項に規定する事故（14日以上入院を要する傷害）	1件																
類型別	発生件数																				
自動車事故報告規則第2条3項に規定する事故（14日以上入院を要する傷害）	1件																				
輸送安全確保に講じた措置と講じようとする措置	講じた措置 ① ドライブレコーダーの検証、デジタコチャート紙を活用した運転事故防止の徹底。 ② 『安全指導員』の添乗指導による『車両事故の撲滅』『輸送品質の向上』『接客態度の向上』等について、乗務員を指導し安全管理の徹底。 ③ ヒヤリ・ハット情報の活用や事故分析に基づき、事故防止対策の共有化を図る。 ④ 店所巡回指導による、関係法令や社内規則・マニュアル等の周知徹底および「5S」の習慣づけの徹底 ⑤ 追突事故・後突事故「0」運動を展開。																				
	講じようとする措置 ① 指差呼称の徹底また社内ルールを確実に実践し有責事故を削減します。 ② ドライブレコーダーの定期的検証による乗務員の安全運転評価を行い安全運転向上を推進します。 ③ IT点呼システムを導入し乗務員の健康状態の把握また点呼の質を向上させ事故削減に取り組みます。 ④ 前年の輸送安全確保課題は継続し車両事故削減に取り組みます。																				
輸送安全に関する教育及び研修の実施状況	安全に関する研修等実施状況（2018年度） <table border="1" data-bbox="336 1444 1383 1675"> <thead> <tr> <th colspan="4">運転者に対する研修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①ドライブレコーダー検証による指導</td> <td>965件</td> <td>⑤安全総決起大会</td> <td>351名 参加</td> </tr> <tr> <td>②安全指導員による添乗指導</td> <td>207名</td> <td>⑥適正診断個人面談</td> <td>249名</td> </tr> <tr> <td>③初任運転者研修</td> <td>59名</td> <td>⑦ヒヤリハット報告書事例</td> <td>226件</td> </tr> <tr> <td>④外部研修</td> <td>32名</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	運転者に対する研修				①ドライブレコーダー検証による指導	965件	⑤安全総決起大会	351名 参加	②安全指導員による添乗指導	207名	⑥適正診断個人面談	249名	③初任運転者研修	59名	⑦ヒヤリハット報告書事例	226件	④外部研修	32名		
運転者に対する研修																					
①ドライブレコーダー検証による指導	965件	⑤安全総決起大会	351名 参加																		
②安全指導員による添乗指導	207名	⑥適正診断個人面談	249名																		
③初任運転者研修	59名	⑦ヒヤリハット報告書事例	226件																		
④外部研修	32名																				
輸送の安全に係る内部監査結果及びそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置	内部監査結果 内部監査実施要項に基づき実施しました。（2018年2月東部支社8事業所・西部支社10月6事業所） 講じた措置・・・適正化巡回指導の監査項目に基づき監査を行い、是正箇所の業務改善を講じました。 2019年度・・・内部監査実施要項に基づき実施します。																				
安全統括管理者に関する情報	① 役員会・店所長会議・幹部研修会等において、安全管理の現況と当面の対応要点を明示するとともに、実行ある対策の立案と推進に努めています。 ② 計画的な現場巡回と職場環境の改善対策も含め、事故の未然防止対策を積極的に実施しています。																				
行政処分について	行政処分はありません。																				